

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年11月14日
【四半期会計期間】	第44期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	エスアールジータカミヤ株式会社
【英訳名】	S R G T A K A M I Y A C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高宮 一雅
【本店の所在の場所】	大阪市北区茶屋町19番19号
【電話番号】	06（6375）3900（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 芦田 道夫
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区茶屋町19番19号
【電話番号】	06（6375）3900（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 芦田 道夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第43期 第2四半期 連結累計期間	第44期 第2四半期 連結累計期間	第43期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(千円)	7,073,551	10,900,083	17,490,952
経常利益(千円)	202,571	115,586	621,126
四半期(当期)純利益(千円)	56,180	145,850	302,029
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	17,826	63,679	283,137
純資産額(千円)	5,445,283	5,594,064	5,738,623
総資産額(千円)	29,885,936	30,827,642	29,594,823
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	5.19	13.47	27.89
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	13.42	-
自己資本比率(%)	18.0	17.8	19.1
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	701,466	499,423	2,483,852
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	637,850	400,734	692,936
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	553,102	139,125	477,709
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	2,342,719	2,273,914	3,039,217

回次	第43期 第2四半期 連結会計期間	第44期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 ( )(円)	21.82	2.12

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第43期第2四半期連結累計期間及び第43期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第43期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動につきましては、株式会社エム・ジー・アイの株式を取得したことにより、連結子会社が1社増加しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

株式会社エム・ジー・アイの株式取得について

当社は平成23年9月7日開催の取締役会において、株式会社エム・ジー・アイの株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日株式譲渡契約書を締結し、同社の52.6%の株式を取得いたしました。詳細は「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりです。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災及び福島第一原発事故に伴う電力使用制限により一時的に企業活動が停滞しましたが、休日振替出勤等の企業努力や個人の節電意識の高まりにより、大規模停電という最悪な事態は避けられました。また、基幹となる交通網やライフラインの整備も進み、サプライチェーンの急速な復旧などを背景に、引続き景気は緩やかに回復しつつあります。一方で、依然米国の景気回復の遅れや欧州の財政危機等による円高の影響により、先行きの不透明感を払拭できない状況が続いております。

建設業界におきましては、公共投資は復興需要が期待されるものの、工事の本格稼働はまだ先と見込まれており、民間投資に関しても企業の設備投資は低水準であり、業界全体としては厳しい状況が続いております。

このような状況の中で、当社グループは、学校や病院の耐震補強等の改修工事や被災地の復興工事の受注を積極的にを行い社会インフラの復旧に貢献してまいりました。その他、リニア幹線関連の工事も始まり保有機材の稼働は高い水準で推移いたしました。受注価格については、適正単価の確保に向けて営業努力を行い、収益力の向上に努めてまいりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の連結業績は、売上高が10,900,083千円（前年同四半期比54.1%増）、営業利益が287,154千円（前年同四半期比1.3%減）、通貨オプション契約によるデリバティブ損失79,005千円及び子会社の保険解約損47,077千円を営業外費用に計上したこと等により経常利益が115,586千円（前年同四半期比42.9%減）となり、平成23年4月に事業譲り受けによる負ののれん発生益177,205千円を特別利益に計上したこと等により、四半期純利益が145,850千円（前年同四半期比159.6%増）となりました。

#### (2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、30,827,642千円となり、前連結会計年度末と比べ1,232,819千円増加いたしました。この主な要因は、現金及び預金の減少623,662千円、受取手形及び売掛金の増加1,213,087千円、賃貸資産の増加805,704千円等によるものであります。

負債合計は、25,233,578千円となり、前連結会計年度末と比べ1,377,378千円増加いたしました。この主な要因は、支払手形及び買掛金の増加280,569千円、短期借入金の増加131,894千円、一年内返済予定の長期借入金の増加164,706千円、社債の増加806,800千円等によるものであります。

純資産合計は、5,594,064千円となり、前連結会計年度末と比べ144,559千円減少いたしました。この主な要因は、利益剰余金の減少83,070千円、その他有価証券評価差額金の減少42,870千円等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、賃貸資産の取得による支出、売上債権の増加、長期借入金の返済による支出、社債の償還による支出等があったものの、長期借入れによる収入、社債の発行による収入等があったことにより、2,273,914千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、499,423千円の支出（前年同四半期は701,466千円の収入）となりました。主な要因は、税金等調整前四半期純利益259,696千円、減価償却費1,493,893千円等があったものの、賃貸資産の取得による支出955,376千円、売上債権の増加額1,058,048千円、たな卸資産の増加額486,040千円等があったことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、400,734千円の支出（前年同四半期は637,850千円の支出）となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出208,027千円、事業譲受による支出121,527千円、投資有価証券の取得による支出82,707千円等があったことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、139,125千円の収入（前年同四半期は553,102千円の収入）となりました。主な要因は、長期借入金の返済による支出1,978,648千円、社債の償還による支出773,200千円、配当金の支払額216,176千円があったものの、短期借入金の純増額137,155千円、長期借入れによる収入1,855,000千円、社債の発行による収入1,174,951千円等があったことによります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、24,261千円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,000,000
計	36,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月14日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	11,156,000	11,156,000	東京証券取引所市場第二部	単元株式数 100株
計	11,156,000	11,156,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第4回新株予約権

決議年月日	平成23年6月29日
新株予約権の数(個)	900(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(1株当たり)1
新株予約権の行使期間	自平成23年7月16日 至平成53年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(1株当たり) 228.58 資本組入額(1株当たり) 114.29
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、割当契約書に定めるところによる。 (3) 上記以外の権利行使の条件については、割当契約書に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記2. (3) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。  
再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
以下に準じて決定する。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
以下の 、 、 、 または のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第5回新株予約権

決議年月日	平成23年8月5日
新株予約権の数(個)	2,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(1株当たり)409(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成31年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(1株当たり)410 資本組入額(1株当たり)205
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡し、これに担保権を設定し、またはその他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1.(1)当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

(2)本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、100株とする。ただし、上記1.(1)に定める本新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2.新株予約権発行日以降、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の譲渡並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。



3. (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に30%（但し、上記2. に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額に40%（但し、上記2. に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる）で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - 当社が法令や金融商品証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 本新株予約権の新株予約権者は、上記3. (1) に定める条件に従い本新株予約権を行使する場合を除き、下記 もしくは に掲げる条件が満たされた場合に初めて本新株予約権を行使することができる。
- 当社が金融商品取引法に基づき提出した平成24年3月期、平成25年3月期、平成26年3月期の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書）における経常利益が、累積で30億円を超過すること。
  - 当社が金融商品取引法に基づき提出した平成24年3月期、平成25年3月期、平成26年3月期の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書）における経常利益が、いずれかの年度で15億円を超過すること。
- なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
以下に準じて決定する。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を譲渡し、これに担保権を設定し、またはその他の処分をすることができない。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	-	11,156,000	-	679,750	-	717,750

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
高宮 東実	大阪府摂津市	1,503,376	13.48
有限会社タカミヤ	大阪府吹田市桃山台三丁目3-2	1,127,980	10.11
高宮 一雅	大阪府吹田市	1,056,268	9.47
スカイレインボー従業員持株会	大阪市北区茶屋町19-19 エスアールジータカミヤ株式会社社内	627,560	5.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	612,500	5.49
高宮 章好	兵庫県西宮市	514,896	4.62
高宮 豊治	横浜市青葉区	419,572	3.76
高宮 千佳子	大阪府吹田市	394,956	3.54
株式会社ダイサン	大阪市中央区南本町二丁目6-12	356,000	3.19
株式会社カナモト	札幌市中央区大通東三丁目1-19	340,000	3.05
計	-	6,953,108	62.33

(注) 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、612,500株であります。

(7) 【議決権の状況】  
 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 325,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,811,300	108,113	-
単元未満株式	普通株式 19,300	-	-
発行済株式総数	11,156,000	-	-
総株主の議決権	-	108,113	-

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
エスアールジータカミヤ(株)	大阪市北区茶屋町19番19号	325,400	-	325,400	2.92
計	-	325,400	-	325,400	2.92

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,340,824	2,717,161
受取手形及び売掛金	4,892,003	6,105,090
商品及び製品	1,382,181	1,329,927
仕掛品	213,033	223,320
原材料及び貯蔵品	342,636	408,455
繰延税金資産	142,858	144,670
その他	360,425	357,125
貸倒引当金	277,860	305,252
流動資産合計	10,396,103	10,980,499
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産		
減価償却累計額	13,387,316	13,596,852
賃貸資産(純額)	10,894,866	11,700,571
建物及び構築物		
減価償却累計額及び減損損失累計額	1,820,916	1,912,090
建物及び構築物(純額)	1,387,785	1,325,965
機械装置及び運搬具		
減価償却累計額	365,242	375,662
機械装置及び運搬具(純額)	99,359	108,497
土地		
リース資産	632,602	769,679
減価償却累計額	131,551	281,498
リース資産(純額)	501,051	488,181
建設仮勘定	10,383	47,689
その他	448,973	443,875
減価償却累計額	283,083	288,104
その他(純額)	165,890	155,771
有形固定資産合計	16,774,709	17,654,570
無形固定資産		
借地権	395,858	395,858
のれん	94,796	154,862
リース資産	4,503	34,496
その他	323,436	323,401
無形固定資産合計	818,595	908,619

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	530,916	475,038
長期貸付金	4,754	2,152
差入保証金	383,945	334,014
会員権	77,149	76,929
繰延税金資産	96,954	114,038
その他	687,621	454,382
貸倒引当金	175,926	172,602
投資その他の資産合計	1,605,414	1,283,952
固定資産合計	19,198,719	19,847,142
資産合計	29,594,823	30,827,642
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	2,984,201	3,264,771
短期借入金	971,502	1,103,396
1年内償還予定の社債	1,026,400	646,400
1年内返済予定の長期借入金	4,152,101	4,316,807
リース債務	125,648	158,329
未払法人税等	227,621	261,922
繰延税金負債	172	-
賞与引当金	124,007	149,690
設備関係支払手形	92,349	192,051
その他	1,041,309	1,467,620
流動負債合計	10,745,315	11,560,989
<b>固定負債</b>		
社債	1,278,000	2,084,800
長期借入金	9,862,394	9,651,900
リース債務	345,508	351,023
繰延税金負債	173,543	115,573
退職給付引当金	395,323	462,513
役員退職慰労引当金	183,045	29,545
資産除去債務	12,146	12,294
その他	860,924	964,937
固定負債合計	13,110,885	13,672,588
負債合計	23,856,200	25,233,578

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	679,750	679,750
資本剰余金	717,750	717,750
利益剰余金	4,463,496	4,380,426
自己株式	170,820	170,820
<b>株主資本合計</b>	<b>5,690,176</b>	<b>5,607,106</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	41,537	84,407
繰延ヘッジ損益	5,515	3,641
為替換算調整勘定	5,309	24,301
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>41,743</b>	<b>112,349</b>
<b>新株予約権</b>	<b>-</b>	<b>20,682</b>
少数株主持分	90,189	78,625
<b>純資産合計</b>	<b>5,738,623</b>	<b>5,594,064</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>29,594,823</b>	<b>30,827,642</b>

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	7,073,551	10,900,083
売上原価	4,305,090	7,525,963
売上総利益	2,768,460	3,374,120
販売費及び一般管理費	2,477,565	3,086,966
営業利益	290,894	287,154
営業外収益		
受取利息	1,339	3,258
受取配当金	6,464	6,629
受取賃貸料	23,857	26,941
負ののれん償却額	328	-
賃貸資産受入益	26,469	29,283
スクラップ売却収入	44,842	28,111
匿名組合投資利益	11,396	78,950
その他	27,229	40,643
営業外収益合計	141,925	213,817
営業外費用		
支払利息	117,217	133,676
支払手数料	25,151	23,197
社債発行費	26,079	25,048
保険解約損	-	47,077
デリバティブ評価損	28,393	79,005
その他	33,406	77,379
営業外費用合計	230,249	385,385
経常利益	202,571	115,586
特別利益		
賞与引当金戻入額	11,793	-
投資有価証券売却益	-	20,325
負ののれん発生益	-	177,205
特別利益合計	11,793	197,531
特別損失		
固定資産除却損	3,395	8,883
投資有価証券評価損	-	44,539
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	38,562	-
特別損失合計	41,958	53,422
税金等調整前四半期純利益	172,407	259,696
法人税、住民税及び事業税	115,621	242,325
法人税等調整額	15,213	116,910
法人税等合計	130,834	125,415
少数株主損益調整前四半期純利益	41,572	134,281
少数株主損失( )	14,608	11,568
四半期純利益	56,180	145,850



【四半期連結包括利益計算書】  
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	41,572	134,281
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	60,417	42,865
繰延ヘッジ損益	1,018	1,874
為替換算調整勘定	-	29,611
その他の包括利益合計	59,398	70,601
四半期包括利益	17,826	63,679
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,209	75,243
少数株主に係る四半期包括利益	14,616	11,564

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	172,407	259,696
減価償却費	1,307,975	1,493,893
のれん償却額	-	11,256
負ののれん償却額	328	-
負ののれん発生益	-	177,205
賃貸資産除却に伴う原価振替額	108,049	125,055
賃貸資産売却に伴う原価振替額	129,994	40,071
賃貸資産の取得による支出	696,801	955,376
賃貸資産受入益	26,469	29,283
貸倒引当金の増減額（は減少）	25,226	25,771
賞与引当金の増減額（は減少）	10,156	25,155
退職給付引当金の増減額（は減少）	2,394	38,962
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	13,500	153,500
株式報酬費用	-	20,482
受取利息及び受取配当金	7,803	9,887
支払利息	117,217	133,676
社債発行費	26,079	25,048
有形固定資産除却損	3,395	1,153
無形固定資産除却損	-	7,729
投資有価証券売却損益（は益）	-	20,325
投資有価証券評価損益（は益）	-	44,539
匿名組合投資損益（は益）	-	78,950
売上債権の増減額（は増加）	181,066	1,058,048
たな卸資産の増減額（は増加）	196,121	486,040
仕入債務の増減額（は減少）	11,280	237,465
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	38,562	-
その他	105	283,772
小計	807,982	194,888
利息及び配当金の受取額	7,715	9,941
利息の支払額	125,197	131,300
法人税等の支払額	89,709	198,535
法人税等の還付額	100,675	15,357
営業活動によるキャッシュ・フロー	701,466	499,423

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	7,200	79,408
定期預金の払戻による収入	7,200	37,200
有形固定資産の取得による支出	326,102	208,027
有形固定資産の売却による収入	27,200	362
無形固定資産の取得による支出	3,895	40,915
投資有価証券の取得による支出	1,443	82,707
投資有価証券の売却による収入	-	24,628
投資有価証券の償還による収入	-	49,998
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	330,802	19,797
事業譲受による支出	-	121,527
貸付けによる支出	5,116	1,750
貸付金の回収による収入	15,056	8,419
その他	12,747	32,789
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>637,850</b>	<b>400,734</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	500,000	137,155
リース債務の返済による支出	1,747	60,156
長期借入れによる収入	2,560,000	1,855,000
長期借入金の返済による支出	2,013,146	1,978,648
社債の発行による収入	973,920	1,174,951
社債の償還による支出	1,250,000	773,200
新株予約権の発行による収入	-	200
自己株式の取得による支出	62	-
配当金の支払額	215,861	216,176
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>553,102</b>	<b>139,125</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>8,759</b>	<b>4,270</b>
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	607,960	765,303
<b>現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>1,734,759</b>	<b>3,039,217</b>
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>2,342,719</b>	<b>2,273,914</b>

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
連結の範囲の重要な変更 当第2四半期連結会計期間において新たに株式を取得したことにより、株式会社エム・ジー・アイを連結の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(会計方針の変更) 1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用 当第2四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 なお、この変更による影響はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)	
1 受取手形裏書譲渡高	123,201千円	1 受取手形裏書譲渡高	153,097千円
2 手形債権流動化に伴う買戻し義務額	229,847千円	2 手形債権流動化に伴う買戻し義務額	221,937千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。		販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	802,607千円	給与手当	1,049,972千円
賞与引当金繰入額	92,630	賞与引当金繰入額	126,214
退職給付費用	52,107	退職給付費用	73,302
役員退職慰労引当金繰入額	10,400	役員退職慰労引当金繰入額	8,300
地代	222,230	株式報酬費用	20,482
家賃	195,017	地代	218,044
貸倒引当金繰入額	26,430	家賃	191,678
		貸倒引当金繰入額	27,895

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在) (千円)		現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年9月30日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	2,657,044	現金及び預金勘定	2,717,161
預入期間が3か月を超える定期預金	314,325	預入期間が3か月を超える定期預金	443,247
現金及び現金同等物	2,342,719	現金及び現金同等物	2,273,914

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月25日 取締役会	普通株式	216,615,960	20	平成22年3月31日	平成22年6月15日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月24日 取締役会	普通株式	216,611,520	20	平成23年3月31日	平成23年6月15日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

当社グループは、建設用仮設機材のレンタル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社エム・ジー・アイ

事業の内容 ゴンドラ、足場資材、発電機及び建設機械のレンタル

移動昇降式足場等の仮設機器の設置工事及び仮設電気工事の請負

(2) 企業結合を行った主な理由

移動昇降式足場の市場において、当社グループの営業力と、同社の持つ土木・プラント分野の施工ノウハウと技術開発力によりシナジー効果を発揮し、より安全性の高いサービスを提供することが可能となり、当社グループの企業価値向上に繋がるものと判断したため。

(3) 企業結合日

平成23年9月7日付で株式取得し、平成23年9月8日に第三者割当増資を引受けております。

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社エム・ジー・アイ

(6) 取得した議決権比率

70.0% (株式取得52.6%、第三者割当増資17.4%)

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

エスアールジータカミヤ株式会社による現金を対価とする株式取得であること。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成23年9月30日現在の貸借対照表のみを連結しております。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	株式会社エム・ジー・アイの普通株式	42,000千円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	600千円
取得原価		42,600千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

71,322千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	5円19銭	13円47銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	56,180	145,850
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	56,180	145,850
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,830	10,830
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	13円42銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	38
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月11日

エスアールジータカミヤ株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中川 一之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 平岡 義則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエスアールジータカミヤ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エスアールジータカミヤ株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。